

名古屋市会政務調査費の使途基準に関する要綱

(平成19年 3月15日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程（平成13年名古屋市会達第1号。以下「規程」という。）に定める政務調査費の使途基準に関し、必要な運用指針を定めるものとする。

(政務調査費の対象外の経費)

第2条 政務調査費は、次の各号に掲げる経費に支出することができない。

- (1) 交際費的な経費
- (2) 会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費
- (3) レクリエーション経費
- (4) 政党本来の活動に属する経費
- (5) 選挙活動に伴う経費
- (6) 議員の私的活動に属する経費
- (7) その他調査研究の目的に合致しない経費

(項目別指針)

第3条 規程の別表に定める使途基準に関する運用指針は、次のとおりとする。なお、調査研究活動とそれ以外の活動が混在する場合の費用の按分率については、個々の活動実態により判断するものとする。

- (1) 交通費

自家用車を利用した場合の交通費（ガソリン代）については、

按分して支出しなければならない。

(2) 会費

経営者としての資格等、議員の個人的資格で加入している団体の会費（参加している会合の参加費）については、支出することができない。

(3) 会議費

会議に伴う食糧費は、社会通念上妥当な範囲で、食糧費の支出自体が調査研究活動としての会議との一体性がある場合に限って、支出することができる。

(4) 広報費

後援会等と共同して発行する広報紙に係る経費は、按分して支出しなければならない。

(5) 事務費

事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所及び事務機器に係る経費を除く。）は、按分して支出しなければならない。

(6) 人件費

人件費（専ら調査研究活動のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究活動とそれ以外の活動に従事した実態が明確に区別できる職員に係る人件費を除く。）は、按分して支出しなければならない。

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、市会の議長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。